

復興庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令（案）

復興庁行政文書管理規則（平成24年復興庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>復興庁行政文書管理規則</p> <p>平成24年2月10日 復興庁訓令第16号</p> <p>最終改正 令和4年復興庁訓令第〇号</p>	<p>復興庁行政文書管理規則</p> <p>平成24年2月10日 復興庁訓令第16号</p> <p>最終改正 平成31年復興庁訓令第3号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第2条）</p> <p>第2章 管理体制（第3条—第10条）</p> <p>第3章 作成（第11条—第13条）</p> <p>第4章 整理（第14条—第16条）</p> <p>第5章 保存（第17条—第19条）</p> <p>第6章 行政文書ファイル管理簿（第20条—第21条）</p> <p>第7章 保存期間の延長、移管、廃棄（第22条—第24条）</p> <p>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等（第25条—第27条）</p> <p>第9章 研修（第28条—第29条）</p> <p>第10章 <u>秘密文書等の管理</u>（第30条）</p> <p>第11章 補則（第31条—第32条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第2条）</p> <p>第2章 管理体制（第3条—第10条）</p> <p>第3章 作成（第11条—第13条）</p> <p>第4章 整理（第14条—第16条）</p> <p>第5章 保存（第17条—第19条）</p> <p>第6章 行政文書ファイル管理簿（第20条—第21条）</p> <p>第7章 <u>移管、廃棄又は保存期間の延長</u>（第22条—第24条）</p> <p>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等（第25条—第27条）</p> <p>第9章 研修（第28条—第29条）</p> <p>第10章 <u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</u>（第30条）</p> <p>第11章 補則（第31条—第32条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 「文書管理システム」とは、<u>総務省</u>が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な<u>一元的な</u>文書管理システムをいう。</p>
<p>第2章 管理体制</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 管理体制</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 作成</p>	<p>第3章 作成</p>

(文書主義の原則)	(文書主義の原則)
第11条 (略)	第11条 (略)
(文書の作成等)	(別表第1の業務に係る文書作成)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 歴史的緊急事態 (国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。) に政府全体として対応する会議その他の会合については、将来の教訓として極めて重要であり、記録を作成するものとする。	(新設)
4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。	(新設)
(適切・効率的な文書作成)	(適切・効率的な文書作成)
第13条 (略)	第13条 (略)
第4章 整理	第4章 整理
(職員の整理義務)	(職員の整理義務)
第14条 (略)	第14条 (略)
(分類・名称)	(分類・名称)
第15条 (略)	第15条 (略)
(保存期間)	(保存期間)
第16条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。	第16条 文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。
2~5 (略)	2~5 (略)
6 (略)	6 (略)
一 別途、正本が管理されている行政文書の写し	一 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
二~七 (略)	二~七 (略)
7 (略)	7 (略)
8 第14条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。	8 第14条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
9 (略)	9 (略)
10 第14条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。	10 第14条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
11 第三項、第八項及び第九項の規定にかかるわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。	(新設)
12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当	11 第8項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当

<p>び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。</p> <p><b>第5章 保存</b> (行政文書ファイル保存要領)</p> <p>第17条 (略) (保存)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。 (集中管理の推進)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><b>第6章 行政文書ファイル管理簿</b> (行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 (略) (行政文書ファイル管理簿への記載)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。</p> <p><b>第7章 保存期間の延長、移管、廃棄</b> (保存期間が満了したときの措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第一項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。 (保存期間の延長)</p> <p>第23条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。</p> <p>2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。 (移管又は廃棄)</p> <p>第24条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、</p>	<p>該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。</p> <p><b>第5章 保存</b> (行政文書ファイル保存要領)</p> <p>第17条 (略) (保存)</p> <p>第18条 (略) (新設) (集中管理の推進)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><b>第6章 行政文書ファイル管理簿</b> (行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。</p> <p>3 (略) (行政文書ファイル管理簿への記載)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。</p> <p><b>第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長</b> (保存期間が満了したときの措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 文書管理者は、前条第1項の行政文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。 (新設)</p> <p>(移管又は廃棄)</p> <p>第23条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、前</p>
---	--

<p><u>前第22条</u>第1項により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、<u>又は国立公文書館に移管するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 文書管理者は、<u>行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>6 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>条第1項の規定による定めに基づき、<u>独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。</u></p> <p>2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(保存期間の延長)</p> <p><u>第24条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</u></p> <p><u>2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を総括文書管理者を通じ、内閣府に報告しなければならない。</u></p>
<p><b>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等</b></p> <p>(点検・監査)</p> <p>第25条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(紛失等への対応)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 文書管理者は、紛失等が明らかとなった場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、直ちに総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>は、前項の報告を受け、更に必要となる場合には、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、行政機関の長に報告し、<u>公表等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(管理状況の報告等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力をうるものとする。</p> <p>3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等</b></p> <p>(点検・監査)</p> <p>第25条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(紛失等への対応)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 文書管理者は、紛失等が明らかとなった場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の報告を受け、更に必要となる場合には、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(管理状況の報告等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 総括文書管理者は、法第9条第3項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力をうるものとする。</p> <p>3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講じるものとする。</p>

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 (略)

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(略)

第11章 補則

(略)

別表第1 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間 報告、最終報告、建議、提 言
		③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 (略)

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

(略)

第11章 補則

(略)

別表第1 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定
		②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間 報告、最終報告、建議、提 言
		③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ

	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項口）		シング	・法制局提出資料 ・審査録		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項口）
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）			・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）			・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）
	(5)国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）			・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		(5)国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）			・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）  ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）			・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング  ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）  ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討  ①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及び二）  ②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ）	30年		・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説  ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		(1)締結の検討  ①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及び二）  ②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ）	30年
								・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説  ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答

		③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・情報収集・分析</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制局提出資料</li> <li>・審査録</li> </ul>		③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・情報収集・分析</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制局提出資料</li> <li>・審査録</li> </ul>	
	(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）		(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）		
	(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）		
	(4)国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		(4)国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		
	(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討 ①立案基礎文書（一の項イ）  ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）  ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・大臣指示</li> <li>・庁議の決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮詢</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>	3 (1)立案の検討 ①立案基礎文書（一の項イ）  ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）  ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・大臣指示</li> <li>・庁議の決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮詢</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>

	(2)政令案の審査 (3)意見公募手続	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項口） 意見公募手続文書（一の項ハ）		・法制局提出資料 ・審査録 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本） ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		(2)政令案の審査 (3)意見公募手続	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項口） 意見公募手続文書（一の項ハ）		・法制局提出資料 ・審査録 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本） ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）			(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）			・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）			(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）			・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）			・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）  ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）			(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）  ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）			・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
4	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討  ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定 ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言		(1)立案の検討  ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	30年		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定 ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

		③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング			③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング	
	(2)意見公募手 続	意見公募手続文書 (一の項ハ)		・復興庁令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条 文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及 びその理由		(2)意見公募手 続	意見公募手続文書 (一の項ハ)	・復興庁令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条 文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及 びその理由		
	(3)制定又は改 廃	復興庁令案その他の規則の制定又は 改廃のための決裁文書 (一の項ホ)		・復興庁令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、參照 条文		(3)制定又は改 廃	復興庁令その他の規則の制定又は改 廃のための決裁文書 (一の項ホ)	・復興庁令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、參照 条文		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書 (一の項ト)		・官報の写し		(4)官報公示	官報公示に関する文書 (一の項ト)	・官報の写し		
	(5)解釈又は運 用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定のため の調査研究文書 (一の項チ)  ②解釈又は運用の基準の設定のため の決裁文書 (一の項チ)		・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング  ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		(5)解釈又は運 用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定のため の調査研究文書 (一の項チ)  ②解釈又は運用の基準の設定のため の決裁文書 (一の項チ)	・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング  ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
	閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯									
5	閣議の決定 又は了解及 びその経緯	①予算に関す る閣議の求 め及び予算 の国会提出 その他の重 要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書 (三の項イ)	20年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		①予算に関す る閣議の求 め及び予算 の国会提出 その他の重 要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書 (三の項イ)	30年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
			②予算その他国会に提出された文書 (三の項ハ)		・予算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・予算参考資料		②予算その他国会に提出された文書 (三の項ハ)	・予算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・予算参考資料		
			②決算に関す る閣議の求 め及び決算 の国会提出 その他の重 要な経緯		・決算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表		②決算に関す る閣議の求 め及び決算 の国会提出 その他の重 要な経緯	・決算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表		

		<p>②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項口）</p> <p>③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料</li> <li>・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。）</li> <li>・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）</li> </ul>				<p>②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項口）</p> <p>③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料</li> <li>・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。）</li> <li>・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）</li> </ul>	
(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	<p>①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）</p> <p>②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項口）</p> <p>③答弁が記録された文書（四の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制局提出資料</li> <li>・審査録</li> <li>・答弁案</li> <li>・閣議請議書</li> <li>・案件表</li> <li>・配付資料</li> <li>・答弁書</li> </ul>			(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	<p>①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）</p> <p>②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項口）</p> <p>③答弁が記録された文書（四の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制局提出資料</li> <li>・審査録</li> <li>・答弁案</li> <li>・閣議請議書</li> <li>・案件表</li> <li>・配付資料</li> <li>・答弁書</li> </ul>		
(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	<p>①立案基礎文書（五の項イ）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）</p> <p>③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）</p> <p>④行政機関協議文書（五の項口）</p> <p>⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・大臣指示</li> <li>・庁議の決定</li> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・任意パブコメ</li> <li>・各省への協議案</li> <li>・各省からの質問・意見</li> <li>・各省からの質問・意見に対する回答</li> <li>・基本方針案</li> <li>・基本計画案</li> <li>・白書案</li> <li>・閣議請議書</li> <li>・案件表</li> </ul>			(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	<p>①立案基礎文書（五の項イ）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）</p> <p>③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）</p> <p>④行政機関協議文書（五の項口）</p> <p>⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・大臣指示</li> <li>・庁議の決定</li> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・任意パブコメ</li> <li>・各省への協議案</li> <li>・各省からの質問・意見</li> <li>・各省からの質問・意見に対する回答</li> <li>・基本方針案</li> <li>・基本計画案</li> <li>・白書案</li> <li>・閣議請議書</li> <li>・案件表</li> </ul>		

				・配付資料				・配付資料	
[ 6~10 略]									
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
11	個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) [略]							
	(2)行政手続法 第2条第3号 の許認可等 (以下「許認 可等」とい う。)に関す る重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その 他許認可等に至る過程が記録された 文書（十一の項）	10年(国立公 文書館への移 管の措置をと るべきことを 定めたものに 限る。)又は 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	・審査案 ・理由					
	(3)行政手続法 第2条第4号 の不利益処分 (以下「不利 益処分」とい う。)に関す る重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書そ の他当該処分に至る過程が記録され た文書（十二の項）	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	・処分案 ・理由					
	[(4)~(6) 略]								
12	法人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) [略]							
	(2)許認可等に 関する重要な 経緯	許認可等をするための決裁文書その 他許認可等に至る過程が記録された 文書（十一の項）	10年(国立公 文書館への移 管の措置をと るべきことを 定めたものに 限る。)又は 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	・審査案 ・理由					
	(3)不利益処分 に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書そ の他当該処分に至る過程が記録され た文書（十二の項）	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	・処分案 ・理由					
	[(4)~(6) 略]								
	[13~21 略]								
[ 6~10 同左]									
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
11	個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) [同左]							
	(2)行政手続法 第2条第3号 の許認可等 (以下「許認 可等」とい う。)に関す る重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その 他許認可等に至る過程が記録された 文書（十一の項）		許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	・審査案 ・理由				
	(3)行政手続法 第2条第4号 の不利益 処分 (以下 「不利益 処分」とい う。)に関す る重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書そ の他当該処分に至る過程が記録され た文書（十二の項）		5年	・処分案 ・理由				
	[(4)~(6) 同左]								
12	法人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) [同左]							
	(2)許認可等に 関する重要 な経緯	許認可等をするための決裁文書その 他許認可等に至る過程が記録された 文書（十一の項）		許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	・審査案 ・理由				
	(3)不利益 処分 に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書そ の他当該処分に至る過程が記録され た文書（十二の項）		5年	・処分案 ・理由				
	[(4)~(6) 同左]								
	[13~21 同左]								

22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	[①～④ 略]				
			⑤行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十の項）	20年	・移管・廃棄簿		
[23～30 略]							
<b>備考</b> [一 1～9 略] 10 特定日 第16条第12項（施行令第8条第7項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日） [二～五 略]							

## 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 [略]
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
  - (1) [略]
  - (2) 政策単位での保存期間満了時の措置
    - ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方によれば「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。  
(災害及び事故事件への対処)  
阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連、新型コロナウイルス感染症関連等  
(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)  
中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等  
(国際的枠組みの創設)  
気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等
    - ② 総括文書管理者は復興庁における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方によれば「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。
    - ③ 領土・主権に関する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。  
なお、「領土・主権に関する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に

22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	[①～④ 同左]				
			⑤行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十の項）	30年	・移管・廃棄簿		
[23～30 同左]							
<b>備考</b> [一 1～9 同左] 10 特定日 第16条第11項（施行令第8条第7項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日） [二～五 同左]							

## 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 [同左]
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
  - (1) [同左]
  - (2) 政策単位での保存期間満了時の措置
    - ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方によれば「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。  
(災害及び事故事件への対処)  
阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等  
(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)  
中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等  
(国際的枠組みの創設)  
気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等
    - ② 総括文書管理者は復興庁における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方によれば「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。
    - ③ 領土・主権に関する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。  
なお、「領土・主権に関する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に

関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

[ (3) ~ (5) 略 ]

[ (3) ~ (5) 略 同左 ]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令による改正後の復興庁行政文書管理規則（以下「新規則」という。）第16条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。

第3条 新規則第16条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。

第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。